

調布市立調和小学校整備並びに
維持管理及び運営事業

VE提案要領

平成 12 年 12 月 25 日

調 布 市

目 次

1	総則	1
2	V E 提案の範囲	1
3	V E 提案に関するスケジュール	1
4	V E 提案に関する質問回答	2
5	V E 提案書の提出	2
6	V E 提案審査及び審査結果の通知	3
7	設計図書の変更	3
8	責任の所在	4
9	費用の負担	4
1 0	V E 提案が実施できない場合	4
1 1	提案内容の保護	4
1 2	著作権	5
1 3	その他	5
1 4	問合せ先	5

1 総則

本「V E 提案要領」は、調布市（以下「市」という。）が、調布市立調和小学校整備並びに維持管理及び運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を募集及び選定するに当たり、入札に参加しようとする者に交付する「入札説明書」と一体のものである。

本事業において、入札参加者は、市が求める機能・性能等を低下させることなく、ライフサイクルコストを縮減し、建築物等の価値を高め、提供するサービス水準の向上を図るため、V E 提案を行うことができることとしている。V E 提案を行おうとする者は、本「V E 提案要領」の内容を踏まえ、提案を行うこと。

なお、V E 提案は入札参加者の権利であるため、V E 提案書の提出の有無及びV E 提案の採否については入札参加要件としない。

2 V E 提案の範囲

V E 提案の範囲は、施工方法、工事材料等施設の建設に係る部分に限るものとし、すでに完了している実施設計の設計図書に記載のあるものすべてを対象とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- ア 機能、性能、品質が低下するもの
- イ 工期の延長を伴うもの
- ウ 周辺地域に対して工事中の騒音、振動等が増加するもの
- エ 構造耐力上主要な部分に大幅な変更を伴うもの
- オ デザインが設計の意図と大きく異なるもの
- カ 平面・立面計画に大幅な変更を伴うもの
- キ 設備計画に大幅な変更を伴うもの
- ク 環境負荷が増大するもの及びリサイクル率が低下するもの
- ケ アからクに掲げるもののほか、これらに類するもの

なお、上記に該当する場合でも、ライフサイクルコストを縮減し、建築物及び工作物の価値を高め、提供するサービス水準の向上を図るためにより大きな効果が得られると認められるものについては、この限りでない。

3 V E 提案に関するスケジュール

V E 提案に関するスケジュールは、次頁の表のとおりとする。

V E 提案に関するスケジュール

平成12年12月25日(月)	入札公告(入札説明書等の交付)
平成12年12月26日(火)	説明会の開催
平成13年1月5日(金)	入札説明書等に関する第1回質問の受付
平成13年1月18日(木)	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答
平成13年1月25日(木)	参加表明書, 参加資格審査申請書類及びV E 提案書の提出
平成13年2月1日(木)	参加資格審査結果の通知
平成13年2月2日(金)	入札説明書等に関する第2回質問の受付
平成13年2月5日(月)	V E 提案審査結果の通知
平成13年2月9日(金)	入札説明書等に関する第2回質問に対する回答
平成13年2月19日(月)	入札(入札書類提出)
平成13年2月下旬(予定)	落札者決定
平成13年3月(予定)	事業協定締結

4 V E 提案に関する質問回答

V E 提案及び本「V E 提案要領」に関する質問の受付及び質問に対する回答は、入札説明書等に関する第1回質問として次のとおり受け付ける。

- ア 受付日時：平成13年1月5日(金) 午前10時～正午, 午後1時～午後5時
- イ 提出方法：V E 提案に関する質問書(第3号様式)に記入のうえ, その他の入札説明書等に関する質問書とあわせて, 調布市政策室あてに持参及びEメールにより提出する。
- ウ 回 答：V E 提案及び本「V E 提案要領」に関する質問に対する回答は, 平成13年1月18日(木)に質問者にのみ個別に行い, 回答書は非公開とする。また, V E 提案及び本「V E 提案要領」に関する質問に対する回答書は, 入札説明書等と一体のものとして同等の効力をもつものとし, 再質問については認められない。

5 V E 提案書の提出

(1) 提出物

V E 提案を行う入札参加者は, 次に示す各様式の書類並びに審査委員会が判断できる資料及び図面等を添付して提出すること。

- ア V E 提案書提出届 (第12-1号様式)
- イ V E 提案書総括表 (第12-2号様式)
- ウ V E 提案書(1) (第12-3号様式)
- エ V E 提案書(2) (第12-4号様式)
- オ V E 提案審査結果通知書 (第12-5号様式)

使用する言語は日本語とし, 全て横書きとする。また, 図面はJ I Sの建築製図通則に従う。また, 各様式の書類は, Microsoft Word(バージョンは自由とする。)により作成し, それらを保存した3.5インチフロッピーディスクをあわせて提出する。

なお, 落札者以外の者から提出されたV E 提案書及び添付資料等は, 落札者決定後返却する。

(2) 提出部数等

(1)のAは1部，イ～オ及び資料・図面等はまとめてA4縦長左ホッチキス綴じとしたうえで20部提出する。

(3) 提出日時

平成13年1月25日(木) 午前9時～正午，午後1時～午後5時

(4) 提出場所

調布市総務部契約課

調布市小島町2-35-1 調布市役所本庁舎3階

電話 0424-81-7166(直通)

(5) 提出方法

(1)に示す提出物を，参加表明書及び参加資格審査申請書類(第5号様式～第11号様式，及びその他参加資格を証する書類の写し)とあわせて持参により提出する。

6 VE提案審査及び審査結果の通知

(1) VE提案審査

入札参加者から提出されたVE提案書について，入札説明書添付の落札者決定基準に示される観点から当該VE提案の採否を審査する。この時点では，VE提案の優劣の評価や採点等は行わない。

(2) VE提案審査結果の通知

VE提案の採否についての審査後，審査結果通知書を平成13年2月5日(月)にVE提案を行った入札参加者に送付する。なお，VE提案審査結果に対する不服申し立ては受け付けない。

VE提案が適正と認められた入札参加者は，これを反映した入札書類を平成13年2月19日(月)に提出することができる。この時点でVE提案を取り止めることもできる。

(3) VE提案内容に関する審査

入札後，入札書類に反映されたVE提案については，入札説明書添付の落札者決定基準に示される評価基準に従って評価する。

7 設計図書の変更

事業者は，VE提案審査により適正と認められ，かつ入札書類に反映したVE提案に基づき，事業協定締結後，設計図書の一部を変更することができる。当該変更は，設計を行った下記の設計事務所(以下「設計事務所」という。)が行う。

設計事務所：株式会社 横河建築設計事務所

よって，事業者は，事業者が有する工業所有権等の排他的権利等，設計図書を変更す

るために必要となる権限を設計事務所に付与するものとする。

なお、市は、変更した設計図書の確認を行う。事業者は、V E 提案に基づく設計変更後速やかに工事別内訳書を市に提出する。

8 責任の所在

(1) V E 提案に関する責任の所在

V E 提案内容、V E 提案の実施、及び当該V E 提案が影響を及ぼす部分についての責任は事業者が負担する。市が当該V E 提案を適正であると認めることをもって事業者の責任が軽減又は免除されるものではない。

(2) 設計図書に関する責任の所在

設計図書に関する責任は市及び設計事務所が負担する。V E 提案により変更された設計図書についても同様とする。

(3) V E 提案の実施に関する手続

V E 提案を実施する場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく所定の手続は、事業者の責任により行う。

9 費用の負担

V E 提案を実施する場合、設計図書の変更に要する費用、及び設計図書の変更により必要となる建築基準法その他の法令に基づく所定の手続に要する費用は、入札説明書に示す工事監理費とは別に施設整備費用の一部として市が事業者を支払う。ただし、V E 提案に要する費用は、入札参加者の負担とする。

設計図書の変更に要する費用については、V E 提案に基づく設計図書の変更を要する入札参加者が独自に算出する。算出した金額及び算出根拠は、V E 提案書ならびに入札書類に記入のうえ提出する。

10 V E 提案が実施できない場合

適正であると認められたV E 提案が事業者の責めに帰すべき事由により工事着工前又は工事中に実施不可能となった場合、建設工期の変更は行わず、当該V E 提案に係る部分について当初の設計図書に基づいて工事を実施する。その際は、事前に市に報告し、その確認を受けるものとする。

また、適正であると認められたV E 提案が事業者の責めに帰すことのできない事由により工事着工前又は工事中に実施不可能となった場合、市及び事業者双方は、建設工期及び工事内容等について協議する。

なお、上記のいずれの場合においても、本事業の工事費及び維持管理費等は当該V E 提案の実施を見込んだ入札価格のとおりとする。

11 提案内容の保護

V E 提案内容について、入札参加者のノウハウや技術力、創意工夫と密接に関連する

部分が多いことから，次のとおり保護するものとする。

ア 前述のとおり，V E 提案についての質問に対しては質問者にのみ回答し，また，回答書は非公開とする。

イ V E 提案に係る審査の議事録等は非公開とする。

ウ V E 提案の使用については，審査による採否にかかわらず，その部分が一般的に使用されている状態であると市が文書その他のもので合理的に判断した場合には，市は無償で使用できるものとする。それ以外の場合は，入札参加者の承諾を得た場合に限り，市はこれを使用できるものとする。ただし，工業所有権等の排他的権利を有する提案については，この限りでない。

また，適正であると認められたV E 提案は，調和小学校の運営に関し，市は無償で使用できるものとし，適正であると認められなかったV E 提案は本事業には使用しない。

1 2 著作権

設計図書に関する著作権は市に帰属する。V E 提案に基づき変更された設計図書の著作権も同様とする。

1 3 その他

本事業については，平成12年8月に建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項に基づく計画通知を受けているが，V E 提案に基づく設計図書の変更の有無にかかわらず，建築基準法第6条に基づく建築確認申請を行い，当該確認を受けなければならない。

1 4 問合せ先

調布市政策室

〒182 - 8511 調布市小島町2丁目35番地1 調布市役所本庁舎5階

電 話 0424 - 81 - 7111 (代表)

0424 - 81 - 7362 (直通)

F A X 0424 - 85 - 0741

E-mail pfi@w2.city.chofu.tokyo.jp

調布市総務部契約課

〒182 - 8511 調布市小島町2丁目35番地1 調布市役所本庁舎3階

電 話 0424 - 81 - 7111 (代表)

0424 - 81 - 7166 (直通)

F A X 0424 - 89 - 6412